

令和7年度 グループ・団体等活動助成申請書について

記入例、要項もあわせてご確認ください。

1. 助成対象について

幸区を活動地域とし、年間の事業計画及び自主財源を基盤とする予算が明らかとなっている福祉のボランティアグループおよび当事者団体等で、幸区社会福祉協議会の会員、かつ自主運営を行っている概ね5人以上で構成する次のグループおよび団体に対し活動経費の一部を助成します。

2. 申請について

助成金の使途は、概ね次の内容のものです。

自主的な事業や活動経費の一部を補うものであり、申請する経費によって対象額が異なります。

- (1) 会員対象の定例会・リクリエーション等事業費、学習機材の購入等事務費
→3万円まで
- (2) 会員外も対象として実施する講座や行事
→5万円まで
- (3) その他本会会長が必要と認める経費

4. その他

必ず以下の書類を添付してください。

- | | | |
|-------------------------|-----------|----------|
| ① 令和7年度 グループ・団体等活動助成申請書 | ② 事業計画 | |
| ③ 年間予算書(会全体の予算書) | ④ 前年度事業報告 | ⑤ 前年度決算書 |
| ⑥ 会則(定款) | ⑦ 会員名簿 | |

※ グループ・団体等活動助成事業は「赤い羽根共同募金配分金」を財源とし、募金額により助成予算額が決定します。「赤い羽根共同募金配分金」は年々減少していますが、助成金申請団体数は増加しています。この現状から、助成額が減少する可能性もあります。

幸区社会福祉協議会では、多様な地域福祉活動を支える募金を広め、財源確保に努めてまいります。皆様による広報協力をお願いいたします。また、「この事業には赤い羽根共同募金配分金の一部が使われています」等の記載や、イベントでのアナウンスによる広報をお願いいたします。